

第3回北区基本構想審議会 部会2「輝き」次第

令和4年1月28日(金) 14時

岸町ふれあい館第五集会室

1 開会

2 分野別の政策検討シートについて

(1) 高齢・介護

①意見共有

②検討シート説明

③20年後の望ましい姿について(意見・感想)

(2) 障害

①意見共有

②検討シート説明

③20年後の望ましい姿について(意見・感想)

3 意見交換

4 その他

5 閉会

1 当該分野の実績と成果

項目	主な実績	主な成果
(1) 高齢化対策	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者個人に対する支援とそれを支える社会基盤整備を同時に進めていくため、任意団体、町会自治会、民生委員等が参加するおたがいさま地域創生会議、北区地域包括ケア連絡会、地域ケア個別会議を開催 「高齢者あんしんセンター」を核とした、「おたがいさまネットワーク」により、重層的な見守りの実施 人生100年時代における多様な社会参加・地域参加促進のためのワンストップ窓口として「いきがい活動センター（きらりあ北）」を開設し、ジョブコーディネーターを配置（令和3年10月迄新規獲得求人数42件） 在宅医療・介護連携に関する相談支援として高齢者あんしんセンターサポート医事業を実施 地域包括ケアシステムを支える介護予防・生活支援の基盤整備を進めるために、各高齢者あんしんセンターに生活支援コーディネーターを配置し、社会福祉協議会に北区全体のコーディネート業務を委託 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を東十条・神谷地域及び桐ヶ丘地域に配置 	<ul style="list-style-type: none"> 「おたがいさまネットワーク」協力団体数の増加（平成27年度 1,154団体 → 令和2年度 1,234団体） 「いきいきサポーター制度」ボランティア登録者数が増加傾向（平成27年度 539人 → 令和2年度 784人） 「いきいきサポーター制度」受け入れ施設数の増加（平成27年度 42施設 → 令和2年度 90施設） ジョブコーディネーターによるマッチング（令和2年度～3年10月迄延べ18件） 高齢者あんしんセンターサポート医事業について、平成27年度から令和2年度まで196件の利用 地域のつながり等をテーマに任意団体、町会自治会、民生委員等が参加し、3圏域（赤羽、王子、滝野川）の地域包括ケア連絡会を毎年各1回開催
(2) 支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 福祉人材の確保のため、「福祉のしごと総合フェア」を年3回開催 福祉人材の育成支援を実施（福祉資格取得のための研修や受験料の補助等（令和2年度実績21件）、生活援助員研修（令和元年度修了者100名）） 区立特別養護老人ホーム1施設の改修工事に着手 民間特別養護老人ホームの整備（2カ所・270床を開設）、民間都市型軽費老人ホームの整備（2カ所・40床を開設） 小規模多機能型居宅介護を1ヶ所（計3ヶ所）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を2ヶ所整備 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉現場への就職の促進（平成27年度から令和元年度までに218名） 特別養護老人ホームの定員数の増加（平成27年度 1,113人 → 令和2年度 1,318人） 民間都市型軽費老人ホームの定員数の増加（平成27年度 2カ所・40人 → 令和2年度 4カ所・80人）
(3) 認知症支援	<ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者グループホームを2ヶ所（計16ヶ所）整備 認知症に関する正しい知識と理解を深める普及啓発を推進するため、認知症サポーター養成講座を開催 認知症カフェを定期的に開催（令和27年度 10カ所93回開催 → 令和2年度 29カ所106回開催） 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成講座参加者数の増加（平成27年度 延べ16,212人 → 令和2年度 延べ27,308人） 認知症カフェ参加人数の増加（平成27年度 1,634人 → 令和2年度 668人）



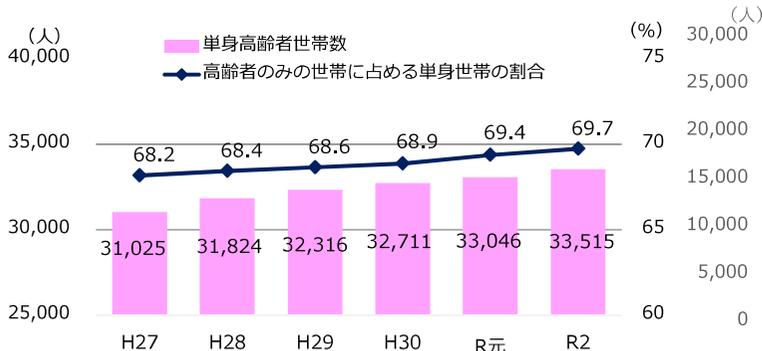
2 当該分野における区を取り巻く環境の変化

社会経済動向	法制度や国・都の政策の変化	区民のニーズや行動の変化
<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度に団塊の世代が75歳を超過 単身高齢者の増加、近所づきあいの減少等により、高齢者の孤立が懸念 人々が抱える課題の複雑化・複合化により、属性ごとの支援のみでは不十分な状況 高齢化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護サービスの安定的な供給が困難 介護人材の深刻な不足。2025年度には、2019年比で約32万人、2040年度には約69万人が不足する見込み 医療と介護、両方のニーズを有する高齢者の増加。介護を行う家族の負担の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 国は、2025年を見据え、各地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの構築を目指す方針を示してきたが、更に現役世代が急減する2040年に向け、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められているとしている。 令和3年4月に施行された改正高齢者雇用安定法により、65歳までの雇用確保が義務化、70歳までの就業確保も努力義務化 令和元年6月に認知症施策推進関係閣僚会議にて決定された認知症施策推進大綱は、「共生」と「予防」を両輪とした施策を推進。都の「未来の東京」戦略でも「共生」と「予防」の両面から認知症施策を進めることで、世界に誇る「長寿社会」を実現するとしている。 国は、介護サービス基盤の整備等の支援、施設整備用地の確保のための支援のほか、福祉人材確保のための総合的な対策を創設 介護人材不足に対し、国は、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性に応じた介護や生活のニーズやちょっとした困りごとの支援、複雑化・多様化した困りごとの支援に対するニーズが顕在化 後期高齢者の増加に伴う、医療と介護の両方のニーズが増大 世帯構造の変化により、介護者や家族の負担に対する心のケアと介護離職防止、老老介護等支援への需要

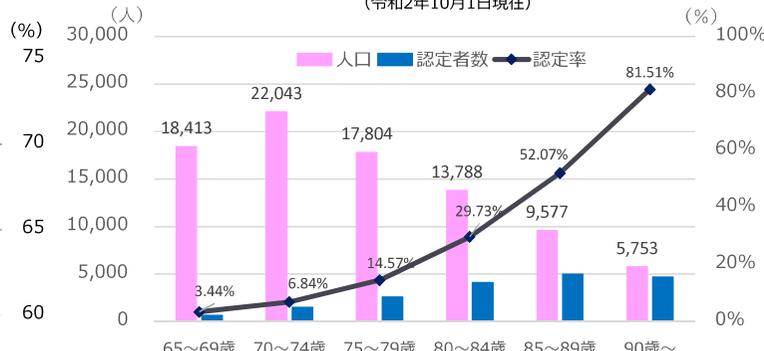
3 区の現状

項目	現状
(1) 高齢化対策	<ul style="list-style-type: none"> いきがい活動センターにて、高齢者の「就労」「社会参加」につながるいきがいくりを進めるための「ワンストップ窓口」の取組みを実施 高齢者が自立した生活を続けることができるよう支援し、要介護状態等になることの予防や重度化防止の取組みを実施 単身高齢者世帯数は増加。また、高齢者の地域活動への参加実績や参加意欲も増加傾向 属性ごとに区切られた支援体制となっており、孤立による課題に加え既存の制度やサービスだけでは解決が困難な地域の福祉課題が存在 社会環境や地域特性により生活ニーズ及び介護ニーズが多様化
(2) 支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 「団塊の世代」が後期高齢者となりつつあり、介護ニーズが増大しているが、介護サービスの担い手である現役世代は減少傾向 介護職員をはじめとした福祉人材の確保に苦慮している。 高齢者人口は緩やかな減少傾向であるが、医療や介護のニーズが高い後期高齢者人口及び要介護認定者数は増加傾向にある。
(3) 認知症支援	<ul style="list-style-type: none"> 認知症発症者数は増加傾向（令和7年度には認知症高齢者の推計は12,127人） 認知症であることを公言できなかったり、早期の相談や受診をためらう場合が見られる。 社会の中で孤立せず、誰もが身近に通える社会参加・活動の場を充実していくことが必要

図表1 北区における単身高齢者世帯数



図表2 北区の高齢者の年齢階層別要介護・要支援認定率の状況 (令和2年10月1日現在)



図表3 北区の認知症高齢者数の推計



4 今後の課題

- ◆ 住み慣れた地域で暮らしていけるよう、介護サービスの確保や介護保険外のインフォーマルサポートの創出など、地域の特性に応じた「地域包括ケアシステムの深化」を図るための取組みの推進が必要
- ◆ 高齢者が主体的に社会的役割を持つため、就業・社会参加・いきがいくりにつながる支援が必要
- ◆ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、北区に必要な介護予防・生活支援サービス、特に短期集中予防サービスについての検討が必要
- ◆ 高齢者の孤立を防ぐため、地域で支える重層的なしくみや個人や家族の在り方の変化による多様化、課題の複雑化に応じた総合的な相談支援体制の構築が必要
- ◆ ICTを活用した事業への参加促進のため、高齢者に対するICT活用支援が必要
- ◆ 高齢化の進展を受け、福祉人材を確保し、質の高いサービスを提供していくことが喫緊の課題。加えて、介護従事者の定着に向けた取組みも必要
- ◆ 医療的措置や看取りなど多様化するニーズに対応した施設整備・運営や福祉人材確保が必要
- ◆ 認知症発症者数の増加に伴い、早期支援や地域支援の仕組みづくりが必要

5 取組みの方向性

- 地域全体で高齢者を支える体制づくりを進めるため、地域福祉に関わる様々な団体の活動への支援、高齢者自身が主体的に取り組むことができる仕組みづくりの推進
- いきがい活動センターで行う事業を通じた地域の担い手育成及び高齢者の就業・地域活動の支援や「いきいきサポーター制度」による、高齢者のボランティア活動支援の推進
- 現在の取組みについて評価を行いながら、自立支援、介護予防・重度化防止、フレイル予防の推進
- 地域の連携・協働を支える北区社会福祉協議会の活動の支援及び、「高齢者あんしんセンター」を核としたネットワークの構築、見守り体制の強化
- ICT機器操作方法等の学習機会の提供、ICTを使用できない人への支援方策検討
- ハローワーク等と連携した区内事業者の介護従事者確保。区内事業者の研修事業支援や、介護従事者の負担軽減・作業効率向上のための介護ロボットやICT機器の導入
- 小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の整備を誘導
- 東京都や教育機関と連携した継続的な人材確保対策の実施
- 地域の誰もが参加できる交流の場としての認知症カフェや認知症サポーター養成講座、認知症月間等の様々な事業・機会を通じた認知症に関する普及・啓発の推進

6 あるべき姿・将来像

… 今後の審議会の議論により具体化していきます

北区基本構想

1 当該分野の実績と成果

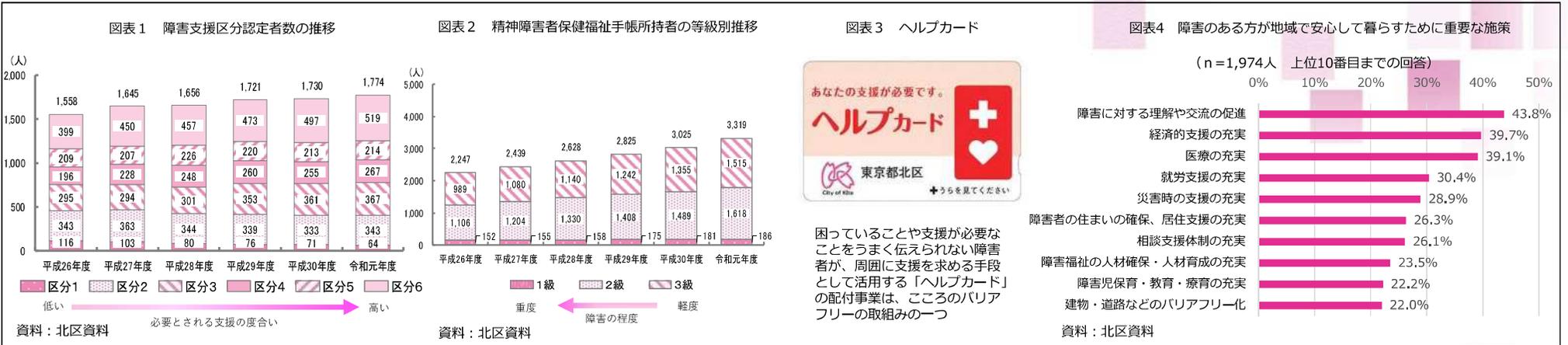
項目	主な実績	主な成果
(1) 支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月、障害者の相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を設置 障害者が自立した生活を営むことができるよう、障害相談係（王子・赤羽）、滝野川地域障害者相談支援センター、障害者基幹相談支援センター、障害者地域活動支援室（支援センターさくら）の5か所の窓口において障害者からの相談に対応 障害者の日中活動の場である生活介護施設を平成27年度以降3か所整備誘導（計9か所） 重症心身障害児や医療的ケア児を支援する障害児通所施設（児童発達支援、放課後等デイサービス）を5か所整備誘導 障害者グループホームを平成27年度以降9か所整備誘導（計26か所）。うち、医療的ケアを要する障害者等重度障害者を支援するグループホームを1か所整備 障害者就労支援センター（2か所）において、就労面と生活面の支援を一体的に提供 	<ul style="list-style-type: none"> 区の相談窓口の利用件数は増加傾向（平成27年度 43,241件→令和2年度 44,038件） 日中活動の場の整備等により、住み慣れた地域で、就学前から学齢期、卒業後の社会参加まで切れ目ない支援を受けることができる障害児・障害者が増えた。（各施設の定員数の増加 生活介護 平成27年度 307名→令和3年度 357名、児童発達支援 平成27年度 95名→令和3年度 145名、放課後等デイサービス 平成27年度 100名→令和3年度 250名） グループホームの整備誘導により、新たに63名（うち、重度障害者12名）の定員増 障害者就労支援事業の実施により、延べ417人（平成27年～令和2年度）が一般企業等に就職
(2) こころのバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> 毎年障害者週間の時期に、障害に関する区民への啓発と障害者の社会参加を兼ねて、障害者作品展を開催（約53団体が参加、6年間で延べ15,441人が来場） 障害者差別解消法の普及啓発のための講演会や映画上映会を開催（延べ1,042人が参加） 平成29年度以降、障害理解を促進するためのパンフレット「みんなが笑顔になるために」を毎年、区立の小学校5年生へ配付 障害特性に配慮した情報バリアフリーの取組みを推進するため、令和2年度にコミュニケーション支援シートを作成し、希望者や新型コロナワクチン接種会場（医療機関）へ配布 	<ul style="list-style-type: none"> 差別や偏見があると回答した人のうち、「障害の有無に関して」が4割を超えている（平成30年度 43.4%→令和3年度 48.3%） 障害者差別解消法の認知度の向上（平成29年度 39.9%→令和元年度 56.9%）

2 当該分野における区を取り巻く環境の変化

社会経済動向	法制度や国・都の政策の変化	区民のニーズや行動の変化
<ul style="list-style-type: none"> 単身障害者の増加・近所づきあいの減少により、障害者の孤立による生活課題が懸念 医療技術の進歩を背景とした、医療的ケア児や重症心身障害児の増加 障害者の高齢化に伴う障害の重度化が進展し、重症心身障害者や医療的ケアを要する障害者が増加傾向 情報通信技術の進展により、障害者のコミュニケーション手段や情報収集方法が拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 国は、平成28年4月に障害者差別解消法を施行、都では平成30年10月、地域共生社会の実現を目指し、差別を解消していく仕組みを定めた「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を施行 令和3年4月、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行 都は、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「東京都障害者・障害児施策推進計画」を策定し、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」に基づき、地域生活基盤の整備を促進。新たに通所施設等を5,000人分、障害者グループホームを2,500人分追加整備することが目標 障害者雇用促進法の改正により、平成30年4月から障害者の法定雇用率の算定基礎の対象に新たに精神障害者を加え、段階的に法定雇用率を引上げ（令和3年3月からは民間企業2.3%、地方公共団体2.6%） 令和3年9月、医療的ケア児の健やかな成長と家族の離職防止を図り、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現を目的とした「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行。国、地方公共団体等の責務を定めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法の施行で、行政機関や民間事業者に障害者への合理的配慮が義務付けられたことによる、障害特性に配慮したきめ細かい支援ニーズの高まり 障害者や介助者の高齢化が進み、「親なき後」の生活支援体制の確保が急務 複合的な困難や多様化する課題への対応、総合的かつ専門的な支援と相談支援体制の充実へのニーズ 区民意識意向調査において、障害者がいきいきと活動している活力ある地域社会をつくるために必要な取組みは、前回調査同様、「障害者の就労の場及び機会の拡大」の回答が最も高い割合

3 区の現状

項目	現状
(1) 支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 区内5か所の相談窓口において、障害者の総合相談・専門相談を実施。基幹相談支援センターにて、地域の相談支援体制の強化・充実の取組みを実施 施設の整備誘導により、障害児・障害者の自立した生活への支援を図っているが、障害の重度化等による生活介護施設の定員逼迫や、重症心身障害児対象施設の不足が発生。令和3年3月に開設した重度障害者グループホームには定員の4倍近い入居申込みがあるなど、不足状態は未解消 障害者就労支援事業の実施により、年に70名程度の障害者が一般企業等に就職 障害者手帳所持者数は身体11,871人、精神3,319人、知的2,407人（いずれも令和元年度末時点）の順に多く、特に精神障害者の伸び率が高い（平成26年度から令和元年度までの5年間で49%増）
(2) こころのバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発の取組みを実施しているが、障害者への差別は依然として存在する状況 令和2年4月に、地域共生社会の実現を一層推進するため、「東京都北区手話言語の確立及び障害の特性に応じた意思疎通の支援に関する条例」を施行



4 今後の課題

- ◆ 複雑化・複合化する課題に対し質の高い障害福祉サービスを提供するため、サービス提供体制の充実とともに、相談支援専門員をはじめとする福祉人材の確保・育成及び関係機関の連携強化が必要
- ◆ 地域共生社会の実現に向け、障害者が孤立することが無いよう、関係機関が連携し、地域で支えあう重層的な仕組みの構築が必要。また、重症心身障害者や医療的ケアを要する障害者等重度障害者に対応できる施設が不足しており、入所先・通所先の確保が課題
- ◆ 障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた緊急時の受け入れ対応等の支援体制の充実が必要。今後も増加が見込まれる精神障害者（発達障害者を含む）に対する支援体制の強化が必要
- ◆ 障害者法定雇用率の引上げにより、就労した障害者の定着支援が一層重要
- ◆ 差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる地域社会の実現に向けた、こころのバリアフリーの更なる推進が必要
- ◆ 障害者の意思疎通の支援及び情報保障の取組みの更なる推進が必要

5 取組みの方向性

- 基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化の取組みを行うなど、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる充実を図る
- 区有地等の活用を含めて、重症心身障害者や医療的ケアを要する障害者等重度の障害児・障害者を支援するグループホームや生活介護等の日中活動の場を整備
- 住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障害者とその家族の地域生活を支える基盤整備を図る。また、特に精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める
- 就労支援センターの支援の充実を図るとともに、ハローワーク等と連携し、働く意欲のある障害者の雇用促進及び就労を支援
- 広く区民及び事業者に対して、こころのバリアフリーを推進するための取組み（障害者の差別解消及び理解促進に向けた取組み、地域共生社会の実現に不可欠な障害特性に配慮した情報バリアフリーの取組み）を推進

6 あるべき姿・将来像

・・・今後の審議会の議論により具体化していきます